

第17回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年6月8日（木）19:00～21:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大島いずみ

高橋司郎

沼田良

村上祐允

議事次第

1. 答申案の作成に向けて
2. その他

1. 答申案の作成に向けて

（1）答申案の主な修正について

- ・ 前文「身近な地方自治体」を「身近な自治体」、「自治的地方公共団体」を「自治的な地方公共団体」に修正する。
- ・ 3-1-2 (3)「情報の管理保護」について、提案意見を踏まえ、一部修正。
- ・ 4-4 自治法に合わせ「効率的」を「能率的」に変更。それにともない、解説文を一部修正。
- ・ 7-1 提案意見を踏まえ「公正かつ誠実に」の文言を追加する。
- ・ 7-2-2「技能等の習得等をさせ」を「技能等を習得させ」に修正。
- ・ 10「住民投票」について、解説後段を削除。ただし、「間接民主制を一層強化するものとして」は前段先頭に持ってくる。「諮問機関を設置すべき」は「諮問機関を設置し、別途検討する必要があります」に修正。「③投票権者の年齢」は「③投票権者の資格要件」に修正する。
- ・ 11-5「基礎的地方公共団体」の「基礎的」を削除。本文と同じ内容で解説を追加する。
- ・ 11-6 解説文を「練馬区」から「区」へ修正する。「地方公共団体」を「自治体」へ修正する。

2. その他

- ・ 懇談会には、今回修正したものを「最終案」として出す。
- ・ 7月3日の区長への提言の際には、区長との懇談の時間も取りたい。特に区民公募の方は普段区長とお話する機会が少ない。